公表資料

令和８年 11 月 19 日

行政運営改善調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和８年 11 月から以下のテーマについて調査を実施します。

○　ヤングケアラーの支援に関する調査

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているヤングケアラーは、こどもとしての健やかな成長、発達に必要な時間等を十分に確保できず、学業や友人関係、進学・就職等に影響が生じるおそれがあるところ、地方公共団体、学校を中心とした関係機関等におけるヤングケアラーの把握、支援調整の状況等を調査し、ヤングケアラーの早期把握及び適切な支援につなげるための方策を検討

○　主要調査対象

・調査対象機関

こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省

・関連調査等対象機関

都道府県、市区町村等

○　調査実施期間

令和８年 11 月～９年 10 月（予定）

（連絡先）

総務省行政評価局評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）

担　　当：岩崎

電　　話：03-5253-5450（直通）

※その他調査全般のお問合せ：https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html

ヤングケアラーの支援に関する調査

関係省庁：こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省

少子高齢化や核家族化の進展に伴い、家族の世話を過度に行う**「ヤングケアラー」**の問題が顕在化※しており、その支援に当たっての行政上の課題を調査する。

※ヤングケアラーは、家庭内の問題であり、本人に自覚がない場合も多く、把握が困難。精神的・身体的負担を抱えやすく、成人後の生きづらさや就労等にも影響（国実施の調査では、小学６年生の1.9%が「１日３時間以上家族の世話をしている」と回答）

【ヤングケアラー支援の関係者】（概念図）

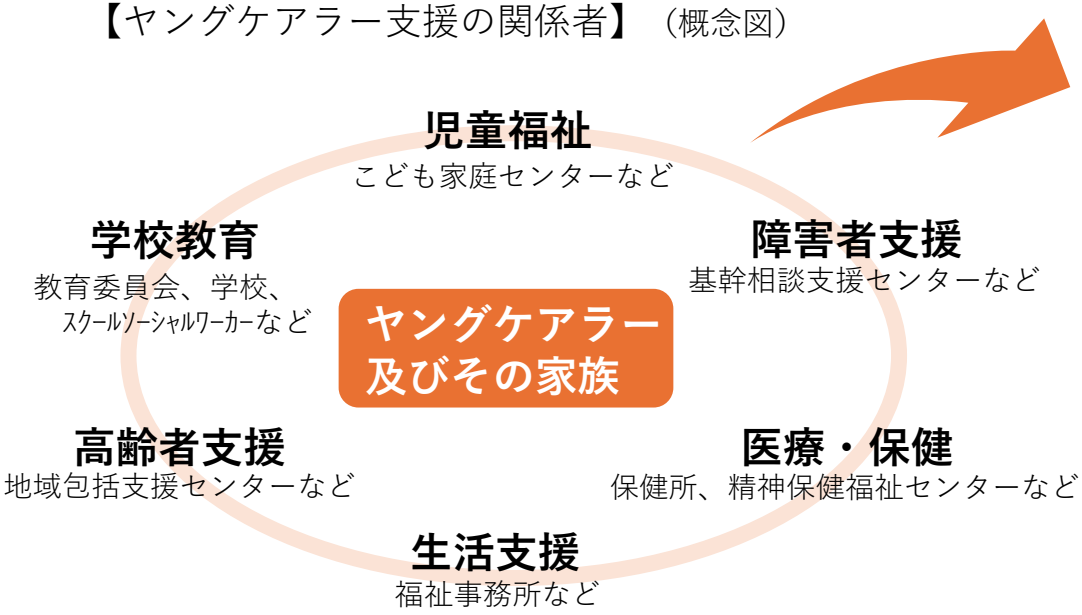

【支援に向けたフローモデル】（概念図）

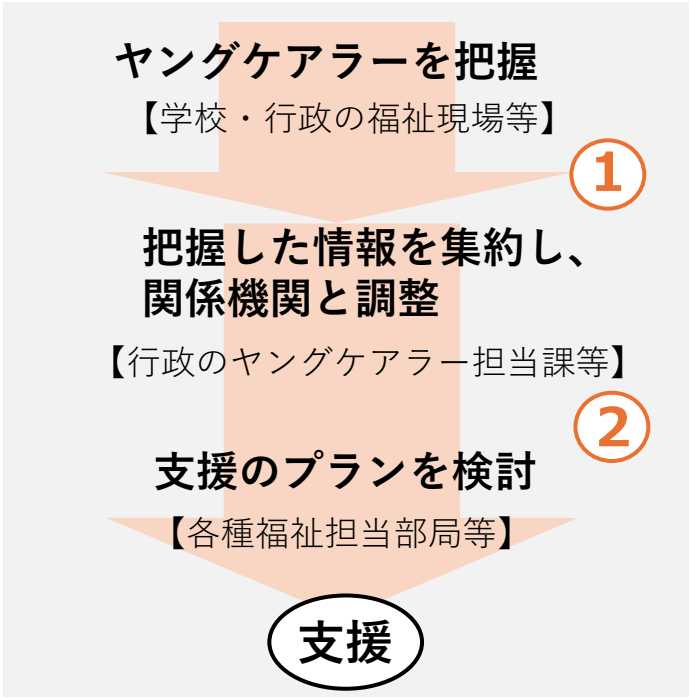

調査事項

①　都道府県・市区町村における実態調査、学校をはじめとした関係機関等における気づきを通じて、支援が必要なヤングケアラーを把握できているか

②　都道府県・市区町村が、把握したヤングケアラーの情報を集約して関係機関と調整を行い、ヤングケアラーが必要な支援につながっているか